

県 政 経 営 会 議
平成23年(2011年)6月7日
総 務 部 人 事 課

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林法の一部改正により、土地の使用権設定等の認可に係る関係人の意見聴取の実施の通知および公示等の新たな手続が設けられたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 新たな手続を市町において処理することとします。(別表関係)

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の特例に関する条例 新旧対照表

旧

(趣旨)
 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。
 (市町が処理する事務の範囲等)
 第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。
 第3条 省略
 別表 (第2条関係)

(1)～(16) 省略	省略
(17) 森林法に基づく事務のうち、次に掲げる事務（使用権設定等の認可の申請に係る土地および工作物の所在地が2以上の市町の区域にわたるものを除く。） ア 省略 イ 森林法第50条第2項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	市町
ウ 森林法第50条第3項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定による通知および公示	
エ 省略	
オ 省略	
カ 省略	
(18)～(76) 省略	省略

新

(趣旨)
 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。
 (市町が処理する事務の範囲等)
 第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。
 第3条 省略
 別表 (第2条関係)

(1)～(16) 省略	省略
(17) 森林法に基づく事務のうち、次に掲げる事務（使用権設定等の認可の申請に係る土地および工作物の所在地が2以上の市町の区域にわたるものを除く。） ア 省略 イ 森林法第50条第2項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定による出頭要求および意見の聴取	市町
ウ 森林法第50条第3項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定による通知および公示	
エ 森林法第50条第5項(同法第66条において準用する場合を含む。)の規定による通知および公示	
オ 省略	
カ 省略	
キ 省略	
(18)～(76) 省略	省略